

第 2 期 生駒市子ども・子育て支援事業計画を策定します

1 計画策定の趣旨

本市では、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進していくため、平成 27 年 3 月に「生駒市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、各種施策を進めてきました。

この計画の計画期間が平成 31 年度（令和元年度）に終了することから、新たに令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 期 生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 第 1 期計画の概要

- 本市の地域特性である「自然」、「先進技術」、「地域（住民）の協働」をいかした「子育て」、「親育ち」、「地域育ち」支援を基本とし、豊かな自然の中で、次代を担う社会の宝である子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、子どもも親も地域社会の温かい支え合いの中で健やかに成長し、子育てするなら生駒市と笑顔と言われるまちづくりを目指して、「子育て楽しいね！いこま ～子どもも大人も笑顔で健やかに育ちあうまち～」を基本理念として掲げました。
- 基本理念を実現するため、① 子どもの権利の尊重、② 切れ目のない支援・サービスの提供、③ 質の高い教育・保育サービスの提供、④ 市内の地域特性を踏まえた子育て・子育て支援の充実、⑤ 地域全体で子育て・子育てを支援、の 5 つの項目を基本的な視点として、子育て支援を総合的に推進するために、妊婦健康診査や地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の実施などの具体的な取組を定めました。
- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、幼稚園・保育所等のニーズ量の見込みと、それを受け入れる施設定員などを定めました。

3 策定体制

(1) ニーズ調査の実施【令和元年 6 月】

計画策定の基礎資料となる市民の子育て状況や子ども・子育てに関する要望・意見等を把握し、子育てサービスの利用状況や今後の子育てサービスのニーズを把握します。

調査対象	対象者数
就学前児童の保護者	2,000 人
小学生児童の保護者	1,200 人

※ 各小学校区別に校区内児童数により按分し、無作為抽出

(2) 生駒市子ども・子育て会議の開催【令和元年7月～】

子育て当事者等の意見を反映するため、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置された「生駒市子ども・子育て会議」での審議を通じて計画の策定を進めることとします。

4 策定に向けたスケジュール（予定）

令和元年7月24日(水)	第1回子ども・子育て会議	諮問
令和元年9月	第2回子ども・子育て会議	調査分析
令和元年10月	第3回子ども・子育て会議	量の見込み検討
令和元年11月	第4回子ども・子育て会議	パブリックコメント案の決定
令和元年12月議会		パブリックコメント実施前報告
令和2年1月		パブリックコメントの実施
令和2年2月上旬	第5回子ども・子育て会議	パブリックコメント案の反映
令和2年2月下旬	第6回子ども・子育て会議	答申
令和2年3月議会		計画策定後報告